

大阪市における幼児死亡事例検証結果報告書 概要

○ 検証の目的

児童虐待防止法に基づき、本年7月に西区において幼児2名が死亡した事例につき、大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例検証部会における検証事例として、事実関係に基づき問題点・課題を整理し、再発防止に向けて取り組むべき具体的方策を示すことを目的とし、検証を行った。

○ 問題点・課題の整理

1 児童虐待の安全確認と調査

- ・児童の安全確認ができていないにもかかわらず、こども相談センターの担当者間での情報の共有やフィードバックが不十分であり、緊急対応が必要なケースとして認識されなかったため、アプローチ方法の見直しや立入調査の検討などセンターとしての組織的な判断や対応が検討されないままとなった。
- ・児童虐待ホットラインが24時間・365日の体制であるにもかかわらず、これに対応するだけの組織体制が十分ではなかった。

2 関係機関との連携

- ・センターの調査で安全確認できない場合、区要保護児童対策地域協議会の機能を活用するよう、その調整機関である区保健福祉センター子育て支援室との連携を検討すべきであった。
- ・地域の実情を把握している地区児童委員、主任児童委員との連携が不十分であり、市民からの通告を活かすことができなかった。
- ・警察にいつどのような場面で協力要請するかについては、センターが主体的に判断すべきであるが、本事例においては検討されていない。

3 児童虐待についての通告・相談

- ・通告・情報提供を促すため、通告先の一層の周知とあわせ、通告者の情報が守られること、調査への理解と協力についての啓発を進める必要がある。
- ・安全確認がうまくいかない場合は、センターにおいて、組織的に、機関連携や新たなアプローチの方法など、多彩で柔軟な対応を検討する必要がある。

4 子育てに関する相談・情報提供

- ・児童虐待の未然防止のためには、予防対策も含めた取組みが重要であり、子育て支援や相談窓口等についての情報を広く周知する必要がある。また、子育てに困りながらも孤立する家庭の発見、援助は、受け身的相談だけでは困難であり、アウトリーチ型の支援を含めたより多彩な方法を検討・展開する必要がある。

○ 再発防止に向けた取組み

1 児童虐待の早期発見・早期対応に向けて

①早期発見・早期対応の徹底

- ・ 通告を受けた際には、組織的に判断し、近隣住民への聞き取りを行うなど、あらゆる方法により収集した情報に基づき、必要に応じて関係機関の応援を求めするなど、安全確認に努めることが重要であり、それでも事態の把握が困難な場合は、立入調査の発動を行う必要がある。
- ・ 休日・夜間・早朝においても、ホットラインへの通告に対応できるよう、宿日直体制の整備など、早急に対応する必要がある。

②関係機関の連携によるネットワーク機能の強化

- ・ 各区要保護児童対策地域協議会の機能を活用して、関係機関等が連携・役割分担して支援にあたれるよう、ネットワークの強化に取り組むことが重要であり、調整機関である各区子育て支援室が、関係機関との連絡調整等を密に行うことが必要である。
- ・ 大都市では、住民登録を基本とする調査方法には限界があるため、地域に身近な存在である児童委員、主任児童委員と日常的に連携することが重要である。個人情報の保護に配慮しつつ、通告・相談についての調査の際などに、正確に必要な情報を提供するための仕組みを検討する必要がある。
- ・ 機関の性格や目的の違いを十分認識したうえで、警察が有するノウハウについて、情報の収集、安全確認に関する調査などの際に可能な範囲で活かせるよう、助言・指導を求めることができるような体制を整備する必要がある。

③こどもの安全確保を最優先

身体的虐待はもとより、ネグレクトによる虐待であっても死亡に至る危険性があること、こどもの安全確保が最優先課題であることを再認識すべきである。

2 児童虐待の相談・通告及び調査に対する協力を得るための周知

①児童虐待の相談・通告先のさらなる周知

ホットラインの開設以降、通告先等の周知をすすめてきたところであり、今後はさらにきめ細かく、ふだんの生活の中で情報が得られるような広報の工夫が必要である。

②調査に対する理解と協力を得るための啓発

通告先の周知とあわせて、通告者や調査への協力者のプライバシーが守られる

ことの周知が必要であり、また、通告を受けた際、調査の際には十分な説明を行うことが重要である。

3 組織体制の強化

①こども相談センターの体制の強化

- ・ホットラインが24時間・365日の体制であり通告件数が増加していることから、これに対応可能な体制を、職員の健康面に留意しつつ整備する必要がある。
- ・相談員やそれぞれの担当職員が効果的に情報共有できるよう、情報管理体制を見直すとともに、通告を受けた際の対応マニュアルの作成など、ノウハウの蓄積・伝達を図る必要がある。
- ・通告による初期の安全確認の方法や調査の手順についてのマニュアルを作成し、ノウハウが引き継がれるよう組織として整備することが重要である。

②各区要保護児童対策地域協議会の機能強化と各区子育て支援室の体制の強化

- ・各区要保護児童対策地域協議会の構成員が連携して継続的な支援を行えるよう、専門性の向上など機能強化を図る必要がある。
- ・各区子育て支援室についても機能強化を継続して図ることが必要であり、長期に継続して配置されるような人事上の配慮も必要である。

4 予防活動・子育て支援活動の強化

①子育てに関する情報の提供と支援

- ・相談先や子育て支援情報、ひとり親家庭への支援情報などを広く周知するため、広報の方法を工夫する必要がある。
- ・予防活動を強化するためには、周産期から関係機関が連携し、必要なケースへの早期からの援助を開始し、支援のつながりを作り上げていくことが大切である。

②市民への啓発の推進

児童虐待防止の機運を高めるため、民間団体の協力も得ながら、様々な機会を捉え、より効果的な啓発を行うことが必要である。

③子育て支援活動の強化

- ・支援を必要とする親に、行政や地域社会がもれなく支援を届けることが必要であり、ハイリスク家庭の把握とその支援体制の充実を図る必要がある。
- ・夜間サービス業等への従事者をはじめ、社会的に厳しい条件で子育てをしている人たちへ、事業者の協力により、こどもへの配慮、支援が提供できる有効性のある取組みが必要である。